

「介護保険料の納め忘れはありませんか？」

～ 長期にわたり滞納があると介護給付に制限がかかります ～

介護保険制度は住民の皆さまの介護保険料によって支えられております。保険料の納付が滞ると、介護サービスを利用する際に利用料をサービス事業者に一旦全額支払う措置や、介護給付に制限が設けられ自己負担額が3割又は4割となる措置がとられます。

また、費用負担の公平性と制度の継続性を確保するため、納付の督促がなされたあとでも滞納が続く方には、預貯金や給与等の財産を差押える処分が課されます。

65歳以上で介護保険料が特別徴収（年金からの差引き）ではなく、普通徴収（納付書による納付）となっている方は、納め忘れがないかご確認をお願いいたします。

なお、災害等により納期限までに納付が困難となった場合は、分割納付や減免の相談に応じますので、事情を介護保険事務所までご連絡ください。

[問い合わせ先]

大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 保険給付班 0187-86-3911